

社会福祉法人めぐみ会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ会(以下「法人」という。)役員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事、評議員及び監事をいう。

(理事会への出席報酬)

第3条 役員が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事等の報酬)

第4条 理事及び評議員が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

第7条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第8条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬を支払うことができる。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

この定款は平成29年6月23日一部改正する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬
理事会、評議員会出席報酬等	日額 10,000円

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬
理事、評議員業務報酬等	日額 10,000円
監事報酬等	日額 10,000円

別表3（第6条関係）

名 称	報 酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	15,000円	実費相当

別表4（第8条関係）

名 称	報 酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	10,000円	実費相当